改正後	改正前
（申請書に添付すべき書類及び図面） **第一条**　食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（以下「法」という。）第十一条第一項の登録の申請をしようとする者は、申請書に次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。 一・二　（略） 三　当該申請をしようとする者の過去一年間における特定肥飼料等の製造量及び販売量、当該特定肥飼料等の製造を行った事業場の名称及び所在地並びに販売先の氏名又は名称、住所及び連絡先を記載した書類並びにその販売量の根拠となる書類 四～十五　（略）	（申請書に添付すべき書類及び図面） **第一条**　食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（以下「法」という。）第十一条第一項の登録の申請をしようとする者は、申請書に次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。 一・二　（略） 三　当該申請をしようとする者の過去一年間における特定肥飼料等の製造量及び販売量、当該特定肥飼料等の製造を行った事業場の名称及び所在地並びに販売先の氏名又は名称、住所及び連絡先を記載した書類 四～十五　（略）

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行前にされた食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第十一条第一項の登録又は同法第十二条第一項の登録の更新の申請であって、この省令の施行の際、登録又は登録の更新をするかどうかの処分がされていないものについてのこれらの処分については、なお従前の例による。

○経済産業省令第二十号

中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律（令和元年法律第二十一号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律の施行に伴う経済産業省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

令和元年七月十二日

経済産業大臣　世耕　弘成

中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律の施行に伴う経済産業省関係省令の整備に関する省令

（中小企業等経営強化法施行規則の一部改正）

第一条　中小企業等経営強化法施行規則（平成十一年通商産業省令第七十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（情報処理に関する高度な知識又は技能を活用して行う業務） **第二条**　法第二条第五項第四号の経済産業省令で定める業務は、情報処理サービス業（情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号。以下「情報処理促進法」という。）第二条第三項に規定する情報処理サービス業をいう。）、ソフトウエア業（情報処理促進法第二条第三項に規定するソフトウエア業をいう。）その他これらに類する事業に関する専門的な業務又は事業者がその事業の生産性の向上を図るために行うソフトウエアの開発、情報ネットワークの構築その他これらに類する業務をいう。 2　法第二条第五項第四号の経済産業省令で定める割合は、百分の二とする。 （投資及び指導を行うことを業とする者の要件） **第三条**　法第二条第八項の投資及び指導を新規中小企業者等に対して行うことを業とする者として経済産業省令で定める要件に該当する者は、民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百六十七条第一項に規定する組合契約によって成立する組合、商法（明治三十二年法律第四十八号）第五百三十五条に規定する匿名組合契約によって成立する匿名組合、投資事業有限責任組合（投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合をいう。以下同じ。）若しくは有限責任事業組合（有限責任事業組合契約に関する法律（平成十七年法	［新設］ ［新設］